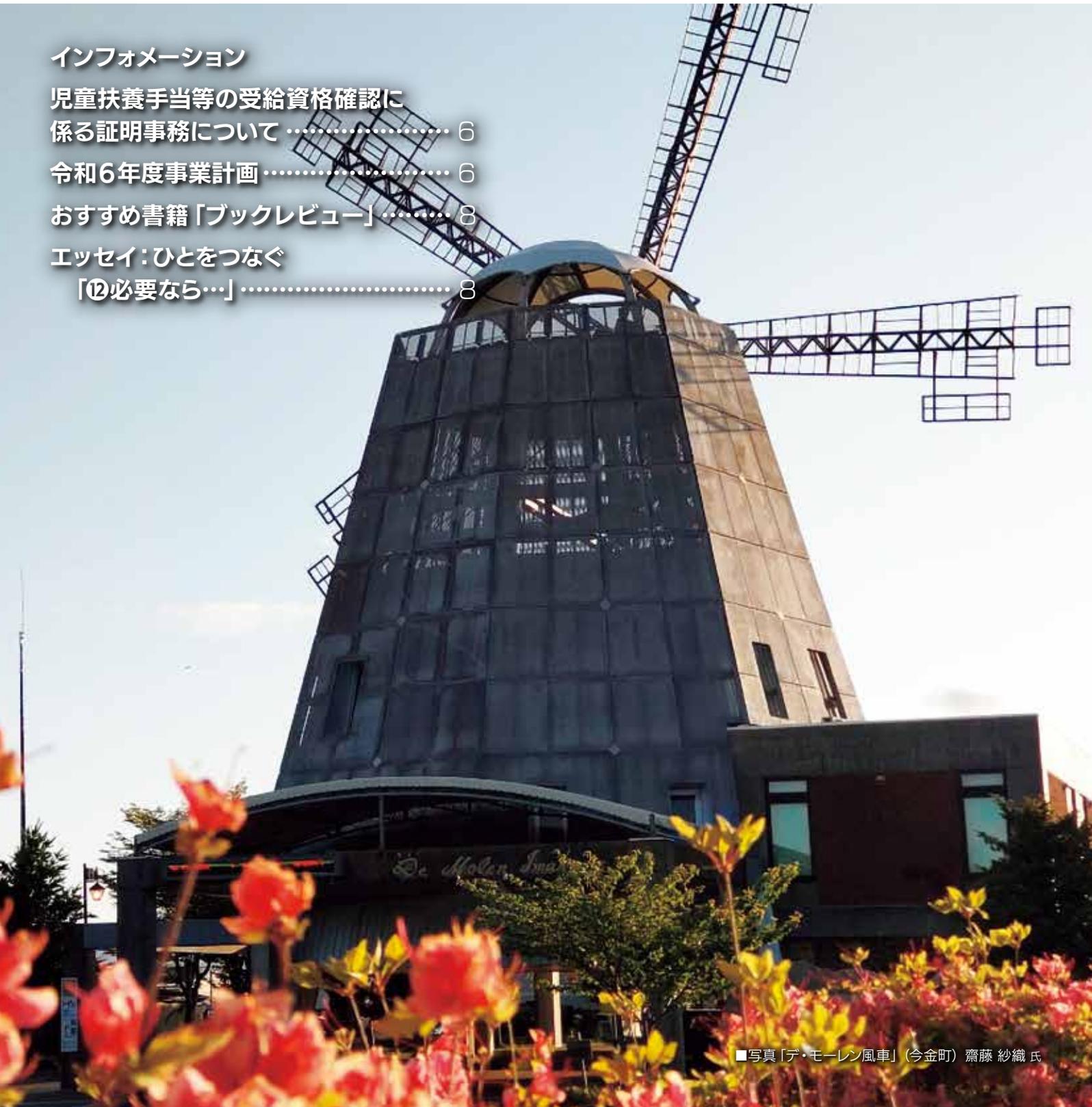


**特集** 災害に備えるために

※令和6年能登半島地震被災地レポート

インフォメーション

児童扶養手当等の受給資格確認に係る証明事務について …… 6  
令和6年度事業計画 …… 6  
おすすめ書籍「ブックレビュー」 …… 8  
エッセイ:ひとをつなぐ  
「⑫必要なら…」 …… 8



# 災害に備えるために

令和6年能登半島地震では、石川県を中心に多くの被害が発生しました。一方、本道においても平成30年に北海道胆振東部地震を経験しています。

道民児連では、「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」を改訂し、令和5年11月13日に「災害に備える民生委員児童委員活動研修会」を開催しました。

研修会を振り返り、災害に備えるための活動について考えます。

## ■研修会の参加者

本研修会の参加者は552名（対面140名、オンライン412名）で、市と町村で区分すると、市が62・7%、町村が36・6%でした（その他関係者0・7%）。令和3年9月に全道の委員を対象に開催した「災害に備える民生委員児童委員シンポジウム」（以下、「シンポジウム」）では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からオンラインのみでの開催となったこともあり、193名の参加に留まりましたが、その状況を差し引いたとしても本研修会では参加者が2・9倍に増加しており、

「災害に備える活動」への関心の高まりが窺えます。

研修終了後、参加者にアンケート調査を実施し、352名から回答をいただきました（回答率63・8%）。

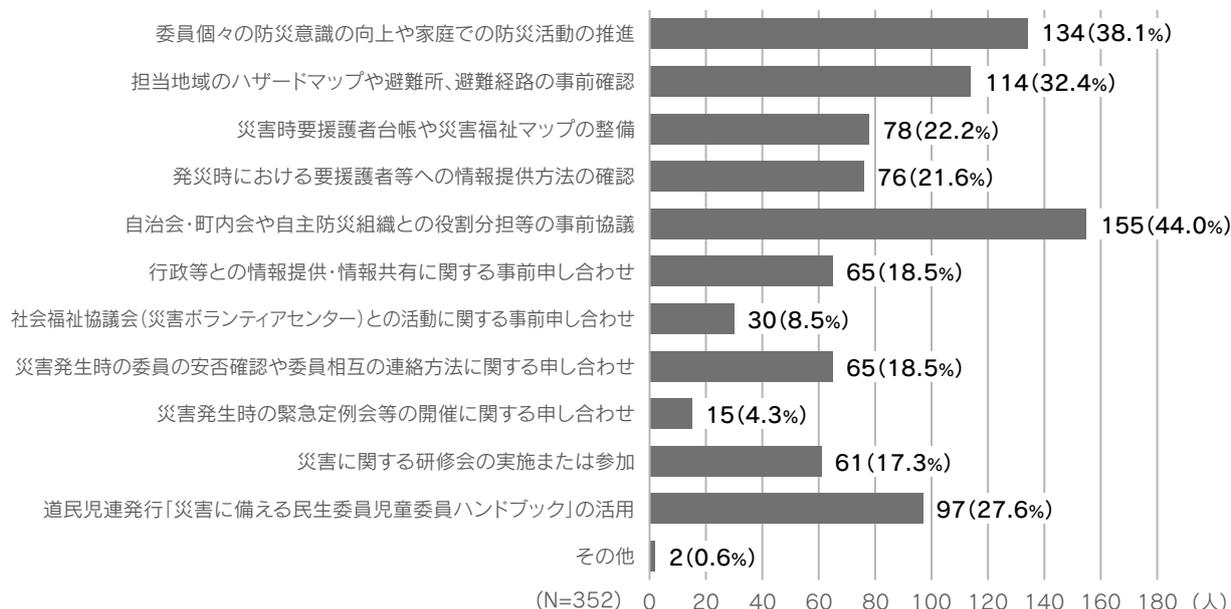
## ■直ちに取組むべきことは

これからの災害に備える民生委員児童委員（以下、「民生委員」）活動のために直ちに取組むべき事項を3つ選択いただいた結果、「自治会・町内会や自主防災組織との役割分担等の事前協議」が最も多く44・0%、次いで「委員個々の防災意識の向

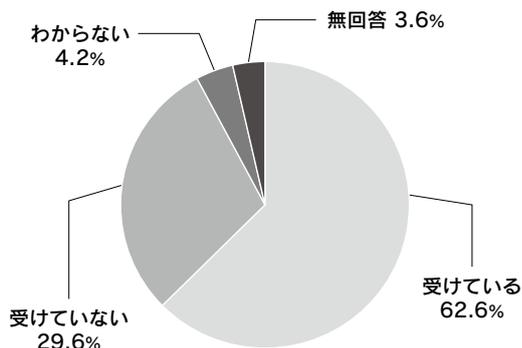
上や家庭での防災活動の推進」（38・1%）、「担当地域のハザードマップや避難所、避難経路の事前確認」（32・4%）があげられました。

また、「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック（以下、「ハンドブック」）の活用」をあげた人は27・6%に上り、シンポジウム開催時のアンケート調査結果から23・2ポイント増加しています。これは、本研修会によりハンドブックの内容について理解いただき、その活用の重要性を感じられたものと推察されます。【図1】

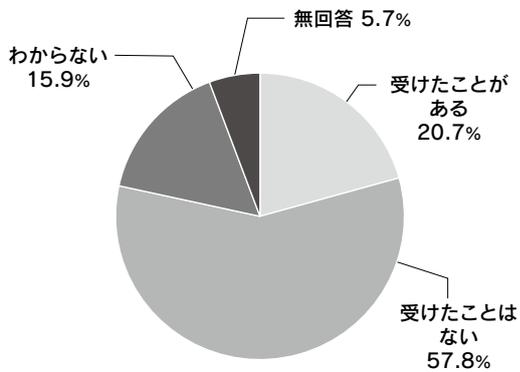
図1 これからの災害に備える民生委員児童委員活動について ※3つ選択



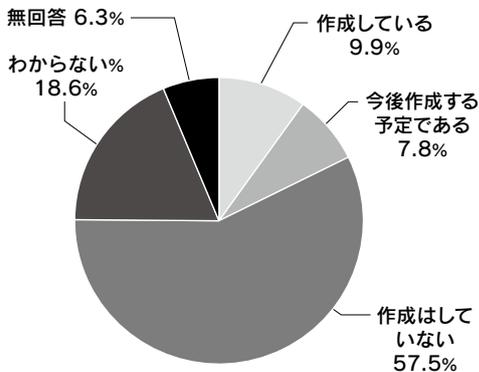
【図2】 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供



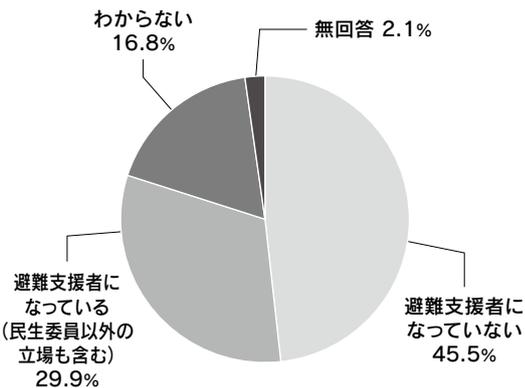
【図3】 行政からの支援要請(対象世帯の調査等)



【図4】 災害時要援護者の個別避難計画の作成



【図5】 個別避難計画に基づく「避難支援者」



## ■災害時要援護者支援の取り組みは

災害対策基本法では、市町村長に避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」）の作成を義務付けており、令和3年度改正では避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が努力義務化されました。

民生委員に対する名簿の提供や、個別避難計画作成の協力要請は、この災害対策基本法に基づき行われています。

研修会参加者の62・6%が名簿の提供を受けていると回答していますが、これら個人情報 の保管や管理方法については、民

児協としてルールを決め全委員に周知しておくことが適当です。【図2】

## ■個別避難計画作成に関する民児協としての関与、協力

個別避難計画作成にあたり、所属民児協に対して、行政から対象世帯の調査などの支援要請を受けたことがあると回答したのが20・7%でした。【図3】所属民児協が主体となつて個別避難計画を作成している、今後作成する予定であるとの回答合わせて17・7%となっています。【図4】

また、約3割の方が民生委員以外の立場（町内会役員など）も含めて、個別避難計画に基づく「避難支援者」になっていると回答しています。【図5】

民生委員は避難後、安全が確保された段階で被災者支援を担うべき立場にあるため、「避難支援者」になることは適当とは言えませんが、個別避難計画作成の取り組みについて、民生委員、民児協としての程度の協力をを行うのか、市町村とあらかじめ十分に調整しておくことが重要です。

## ■災害に備えるために

ハンドブックでは、災害に備える民生委員活動の基本的考え方を含めて、3点にまとめて示しています。①災害発生が迫っている場合や発災直後は自らと家庭の安全確保が最優先。②平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりを協力する。③発災後、安全が確保できたら後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する。

協働、ネットワークづくりが大切です。民生委員として意識すべきことは、自ら中心になるのではなく、あくまで地域全体での取り組みに協力するという点です。地域における要援護者の支援には地域住民の協力が不可欠であることを意識し、住民を主体とした地域ぐるみの活動としていくことが大切です。

また、災害時要援護者の多くは、民生委員が見守り対象としている人々と重なります。災害の備えは日頃の活動の延長に災害時要援護者支援活動があることを意識しつつ、日々の活動を丁寧に行うことを心がけましょう。

# 令和6年 能登半島地震被災地レポート

一般社団法人ウエルビーデザイン  
(道民児連「民児協」のあり方検討委員会(委員))

篠原 辰二

## はじめに

2024(令和6)年1月1日16時10分、石川県能登半島で発生した大規模地震は我が国における観測史上7度目の震度7を観測し、死者241名(災害関連死15名を含む)、11万棟以上の住宅被害を発生させました。また、石川県内の広範囲で9千人を超える方が避難所生活を余儀なくされていますが、この他にも車中泊や知人宅への避難など、避難所以外で避難生活を送る方も相当数あるといわれており、いまだ実態がつかめていないのが現状です。

私は中央共同募金会が設置する「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」からの要請を受け、1月には能登町、2月には輪島市に赴任し、災害ボランティアセンターの開設や民生委員児童委員(以下、「民生委員」と連携した円滑な被災者支援の体制構築などの活動を行ってきました。

## 能登半島地震と民生委員の深い関係

2007(平成19)年3月25日、輪島市、七尾市、穴水町で震度6強を観測する能登半島地震が発生しました。民生委員制度創設90周

間マップを更新し続け、災害に備える活動に取り組んでおり、前回の地震同様に迅速な安否確認が行われています。

また、門前地区を含め輪島市内の9つの民児協会長全員が2007年能登半島地震時からの民生委員であり、門前地区以外でも円滑な住民支援が行われています。住宅の全壊及び半壊が全体の8割にもおよぶ輪島市では1次避難先にも恵まれません他市へ広域避難を余儀なくされる住民が多数発生しています。この中には民生委員も含まれています。2月初旬には全体の8割程度の委員が市外へ避難していましたが、避難先から電話などで支援対象世帯への支援を継続しています。

輪島市の東に位置する能登町は2町1村が合併した自治体であり、現在も旧町村ごとに民児協の支部を構成し定例会等を行っています。能登町民児協の事務局を担う能登町社協では、1月19日より順次各支部で臨時定例会を開催し、社協事業の状況を報告し、災害ボランティアの活動内容の周知や住民のボランティアニーズの取りまとめを依頼しています。また、通信アプリLINEを活用し、社協と民生委員の連絡を密に行うための手段を獲得しています。こうした事例は令和5年3月に発行した「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」(令和4年

17年前に奏功事例として取り上げられた門前地区民児協ではこの

## 令和6年能登半島地震における民生委員の行動

度版」の第6章「災害時の活動と留意点」とも合致するものでした。

## 被災者の生活再建に向けた多様な支援の受入れ

災害発生直後から自衛隊や全国の緊急援助隊が被災地域に赴きましたが、交通インフラの破損や倒壊した建物が行く先を妨げるなど大型車両や重機などを積んだ支援車両は被災地域へ到達することも困難な状況でした。このような状況も踏まえ、馳石川県知事は1月5日の定例記者会見の場で不要不急の来訪を控えるようにメッセージを発しています。一方、災害被災地での支援経験の技術と知識を持つNPO等は小回りのきく車両で現地入りし、発災翌日から人命救助や炊き出しなど命をつなぐための支援を展開しています。

国も公的機関のみならず、災害時には多様な主体が連携し、互いの活動を補完し合いながら被災者支援を行う仕組みづくりに力を入れています。令和5年5月の防災基本計画の修正にそれらを加えています。社協等が設置運営する災害ボランティアセンターをはじめ、災害時のNPO等の活動を理解することは、災害時の地域の復興や被災者一人ひとりの生活再建を円滑に進めることにつながると考えます。

## 能登からの学びを日ごとの活動に

震度7を観測した令和6年能登半島地震のみならず、奥能登地方(珠洲市、輪島市、能登町、穴水町)では2007年の能登半島地震と令和5年奥能登地震においても震度6強を観測する地震が相次いで発生しています。度重なる災害が発生しても、地域住民が相互に支え合いのちと暮らしを続けています。奥能登には「奥能登のあえのこと」、「能登のアマメハギ(来訪神…仮面・仮装の神々)」の2つのユネスコ無形文化遺産に加え、日本文化遺産の「能登のキリコ祭り」があり、伝統や文化を地域で守り抜いてきた歴史が地域の強さを物語っています。能登の長い歴史や文化を真似ることはできませんが、幾度も災害を乗り越えてきた能登の経験と学びを左に列記しますので、日々の民生委員活動ならびに民児協活動につなげていただけると幸いです。

### 「能登からの学び」

#### ①住民支え合いマップ

第3次北海道民生委員児童委員活動指針の「共通事項」としても位置付けられるこの取り組みは民生委員活動にとって最も重要な取り組みです。

#### ②民児協機能の強化

災害時の住民支援を円滑に行

うためには民児協機能の早期回復が鍵であり、平時からの民児協機能の強化も求められます。

③委員及び事務局との連絡体制  
委員相互が日頃から意思疎通や連絡を密にすることはとても重要ですが、情報技術の進展とともに時代にあわせた連絡体制を構築する必要があります。

④受援と支援の体制づくり  
地元の社会資源だけでは災害時の多様な住民ニーズに対応できません。受援力を発揮するとともに、新たな支援体制を構築することが求められます。

⑤各種教材の活用  
災害時の民生委員の活動については、全民児連や道民児連が作成してきた多くの刊行物が教材として活用できます。また、各民児協において「災害」をテーマにした研修を開催するなど、識見の向上に努めることが求められます。

(研修教材に活用できる刊行物)  
・「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック(令和4年度版)」「令和5年度災害に備える民生委員児童委員活動研修会DVD」  
・「民生委員・児童委員のひろば」  
2023年11月・12月・2024年1月・3月・4月号

アンテナ道民児連 No.219

特集 「個人情報管理と民生委員児童委員活動」  
掲載内容の訂正について

令和5年4月1日、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」)の令和3年改正法(以下、「改正法」)が全面施行されたことに伴い、市町村における個人情報保護制度に変更がありました。前号(No.219)4ページに掲載した内容に不適当な部分がありましたので、お詫びして訂正いたします。

No.219 4ページ 掲載内容

行政等からの情報提供

民生委員は、非常勤特別職の地方公務員であるため、民生委員法第14条に定められた職務の遂行にあたり、行政や個人情報取扱事業者より必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外

として可能と考えられます。しかしながら、行政からの情報提供については、あくまでも各市町村の個人情報保護条例の解釈によります。ですから、思うように情報をもらえていない民児協にあつては、民生委員への個人情報の提供について、**条例にきちんと明記してもらう**よう市町村に働きかけていく必要があります。

個人情報保護法旧法制度では、市町村ごとに条例を定め個人情報の管理体制を作らなければならぬとされていましたが、その条例による規律には差異があり、各市町村によって個人情報の取扱いに不均衡・不整合が生じていました。

しかし、その個別の条例で規律されていた市町村の個人情報保護制度についても、改正法が全面施行されたことにより、それまで民間部門と公的部門で分かれていた法律を

統合した新たな個人情報保護法に基づく全国共通ルールが適用されることとなりました。これらのことから、改正法の全面施行前の条例の規定のうち改正法の規定と重複する部分については廃止する必要があるので、市町村が制定していた個人情報保護条例は廃止されている状況です。

つきましては、全国共通ルールに基づく市町村や民間事業者からの民生委員児童委員への個人情報の提供については、個人情報保護委員会が示

行政等からの情報提供 (訂正後の内容)

民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として

す次のガイドラインのとおり取り扱われることとなりますので、思うように情報をもたえていない民児協にあつては、個人情報の提供について市町村に働きかけていくことが必要です。

て職務を行うものとされておられ、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることを望ましいと考えられます。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づき場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができると解されます(個人情報保護法第27条第1項第1号及び第4号)。したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。

\* 「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A 平成29年2月16日(令和5年5月25日更新) 個人情報保護委員会より抜粋





山ぎは少し明かりて



辻堂 ゆめ 著  
小学館  
1,870円(税込)

■ 内容

ダム建設によって湖底に沈んでしまふ瑞ノ瀬村。失われた故郷を背景に、母娘三世代のそれぞれの物語を通じて、私たちの心の奥底へと迫る、壮大な物語。

祖母である佳代の時代。戦争の真っ只中であつて、家族や愛する人との温もりに溢れた日々を、瑞ノ瀬の自然は見守っていました。そんな美しい故郷をダムの底に沈めるなんて、佳代にとっては許されざる暴挙。佳代は夫と共に、懸命の反対闘争に身を投じていきます。

一方、佳代の娘の雅枝は、故郷を離れてキャリアウーマンとしての人生を全うしようとしています。雅枝の娘の都は、海外留学先のイタリアで適応障害になり帰国しました。

ルーツは同じ瑞ノ瀬村であっても、3人の女が抱く故郷への想いはまるで異なっています。だが果たして、人生を賭して愛に満ちた故郷を守ら

んとした佳代の想いは、世代の狭間に消えてしまったのでしょうか。

都市開発や自然災害で、瞬く間に変わりゆく日本の古き良き「ふるさと」の姿。近代化によって私たちが得たものと失つたものは、一体何なのでしょう。佳代が守りたかったものの姿を描くことで、世代を超えた「真実」を浮かび上がらせる。本書を読み終えた時、決して捨て去ってはならない観念が私たちの心に焼き付くはず。

吉川英治文学新人賞ノミネートなど、いま最注目若手作家・辻堂ゆめの最新刊にして、多くの日本人の琴線を揺さぶる感動作。ちなみに清少納言の枕草子、そう、あの「春はあけぼの」に続く一節を表題にするなんて、実に繊細で美しく、そして力強い感性ではないでしょうか。タイトルだけで手に取ってしまう名作の誕生です。

エッセイ



ひとき つなぐ

12 必要なら…

困つていそうだから助けてあげたい  
でもそうでなかつたら不愉快だよ  
困っているから助けて  
でもそれが迷惑に思えるんだよね  
困ってしまったら助けて  
でもそれってお節介かな

持ちつ持たれつの中の辛  
一方的に助けられるのは辛い  
持ちつ持たれつで暮らしてきたなら  
互いに遠慮なく助けると言える  
持ちつ持たれつのつながりがあれば  
置き去りにされることは決してない  
困つていても声を上げられない  
誰にも相談できない  
困つていても我慢するしかない

鳥居 一頼



誰も気づいてはくれない  
ほんとに困ってしまった  
誰かに正直に話したい

困っている人の心に伝えるには勇気がいる  
困っているからこそ手を貸すしかないよね  
困ったことが手に余つたらどうしよう

声をかける  
相手の心に踏み込む  
迷惑だと嫌がられることも覚悟する  
相手の心を揺らす  
少しでも信じてもらえたら御の字だ  
相手の心が傾く  
必要なら…警戒心をそつと解く

【筆者紹介】

鳥居 一頼(トリイ カズヨリ) 1949年生、登別市出身、北海道教育大卒。道内で18年間教壇に立つ。道教委、道庁などに勤務後、室蘭・登別で小学校校長歴任。その後関西の私立大学の教授。現在、登別市きずな大使として市社協の地域福祉実践計画推進を支援するかわら、地域福祉アドバイザーとしても活動している。社会福祉法人北海道友愛福祉会理事。また道民児童が令和5年より設置した「民児協のあり方検討委員会」の委員長を担われている。「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめ」(道民児童2021年刊)の中で詩集「情緒は私を支配する。論理よりも強く」が教材化され、初任者研修では詩をもちいた斬新な研修スタイルが評価されている。主な著書に「子どもと学ぶボランティア」こつちよのボランティア授業論(大阪ボランティア協会など)。